

第 1 3 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 3 0 日（木）午後 4 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 13 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 議案第 2 号 | 農用地等のあっせん申出について |
| 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 4 号 | 現況証明願いについて |
| 議案第 5 号 | 農業委員会の令和 5 年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について |

事務局出席者	事務局 長 砂 田 隆 樹
	農地係主査 森 川 真由美

議長 これより、第 13 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 12 名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。8 番 山田 委員、
9 番 背尾 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 13 回南幌町農業委員会総会は、
5 月 30 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 13 回南幌町農業委員会総会は、5 月 30 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和 6 年 4 月 26 日、第 12 回農業委員会総会を開催した。
5 月 7 日 令和 6 年第 3 回議会臨時会に会長出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。
農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６８条の規定により、
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を
求める。

令和６年５月３０日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第１号について説明いたします。農地法第１８条第６項の規
定による通知につきましては、２件でございます。

１件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇
〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で８，２８７㎡他計２筆ございまして１４，９３２㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和６年５月〇〇日でございます。

２件目の賃貸人は、江別市〇〇〇〇町〇番地の〇、〇〇 〇〇。
賃借人は、空知郡南幌町南１２線西７番地、〇〇〇 〇〇。土地
につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で６，４６４㎡と
なり、賃貸借の合意解約日は、令和６年５月〇〇日でございます。
説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第１号 農地法第１８条第６項の規定
による通知については、提案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

（異議なしの声）

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 日程第5 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和6年5月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、2件でございます。

1件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で8, 287㎡他計2筆ございまして、14, 932㎡となります。

2件目のあっせん申出者は、江別市〇〇〇〇町〇番地の〇、〇〇 〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で6, 484㎡となります。
説明は以上でございます。

4 番 議長 4番

議 長 4番 上野 委員

4 番 只今申出のありました1件目及び2件目のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。

議 長 只今、上野委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、４番 上野委員、７番 青木委員、１２番 鍋山委員が適当であると提案いたします。
説明は以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第２号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第６** 議案第３号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第３号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和６年５月３０日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第３号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が３件でございます。
所有権移転 整理番号６の５の１の買い手は、空知郡南幌町南

〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で18,303㎡他計4筆ございまして、35,393㎡とな
ります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となりま
す。

整理番号6の5の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番
地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきまして
は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、田で20,827㎡となりま
す。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号6の5の3の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇
番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につ
きましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で32,950㎡
他計7筆ございまして、126,511㎡となります。価格につ
きましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促
進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農用地利用集積計画の決定に
ついては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議案第4号につきましては、農業委員会法第31条、議事参与
の制限により高島委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、高島委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議 長 日程第7 議案第4号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 現況証明願いについて。

農地法事務処理要領(既憩地の部)の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。

令和6年5月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。現況証明願いにつきましては3件でございます。

1件目の願出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は宅地、面積は205㎡。土地の所有者は、〇〇 〇〇です。

2件目の願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は宅地、現況は農地、利用状況は畑、面積は130.36㎡。土地の所有者は、〇〇 〇〇です。

3件目の願出者は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は宅地、面積は796㎡。土地の所有者は、〇〇 〇〇です。

いずれも、証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためです。

説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあたられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

7 番 議長 7 番

議長 7 番 青木 委員

7 番 願い出のあった件につきまして、私と山田委員、背尾委員の3名で事務局の説明により現地の確認をいたしました。

1件目と3件目につきましては、現状では宅地として利用しており、今後、畑として利用するには困難な状況です。2件目につきましては、現状では畑として利用しており、今後宅地として利用するには困難な状況です。

いずれも申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

退席されております高島委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、高島委員は着席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議 長 日程第 8 議案第 5 号 農業委員会の令和 5 年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 5 号 農業委員会の令和 5 年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について。

「農業委員会による最適化活動推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け経営第 2584 号）農林水産省経営局長通知に基づき、「農業委員会の令和 5 年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況」について議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第 5 号について説明いたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、毎年 5 月末までに前年度の点検・評価を行い、6 月末までに公表するものです。

内容につきまして説明いたします。

I 農業委員会の状況。1 農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員数 1 2 名、委員の任期は令和 8 年 7 月 1 9 日までとなっております。2 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサスに基づいて記載しております。耕地面積については、耕地面積及び作付面積統計の令和 5 年数値に基づき記載しております。次ページにまいります。

II 最適化活動の実施状況。各項目の現状及び課題、並びに目標につきましては、令和 5 年度目標に対する実績成果を記載しています。1 最適化活動の成果目標 （1）農地の集積の実績につきましては、新規集積面積は 0 ha、目標に対する達成状況は 9 6 . 9 パーセントとなっており、点検結果については、担い手の集積率が 9 0 % 以上を超えており、農地中間管理機構と連携して効率的な集積を図ったとしています。（2）遊休農地の発生防止・解消につきましては、農地の利用状況調査を 8 月から 9 月に、農地の利用意向調査を 8 月に実施し、1 1 月に調査結果を取りまとめた結果、遊休農地は発生していません。（3）新規参入の促進に

つきましては、次ページの実績のとおり新規参入者の参入はありませんでしたが、今後も関係機関と連携し、制度を周知しながら進めていくとしています。

2 最適化活動の活動目標については、実績内容は（１）から（３）に記載のとおりです。目標の達成の評語については、おおむね期待どおりの結果が得られたとしています。次ページをお開きください。

Ⅲ事務の実施状況については、記載のとおりとしています。

なお、今後の公表に係る業務ですが、本案件が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第５号 農業委員会の令和５年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第１３回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 13 回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

（午後 4 時 1 5 分 終了）

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番